

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

2

健康づくりセミナー開催のお知らせ

2024 February
NO.547

- 2月に「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りする予定です
- 退職後の健康保険のご案内
- 退職した時は国民年金第1号被保険者への切り替えが必要です
- 3月の出張年金相談



袋田の滝（大子町）

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

水戸市・協会けんぽ茨城支部共催

健康づくりセミナー開催のお知らせ

— キーワードは「従業員の健康 = 健康経営®」 —

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

ご参加お待ちしております!!



日時

令和6年 **2月28日** 水
14:00~16:00

先着
200名

場所

ザ・ヒロサワ・シティ会館小ホール
(〒310-0851 水戸市千波町東久保697)

ご参加
無料

内容

— 基調講演 —

「今日からできる働く人のがん予防」 — 元気で長生きするための生活習慣のコツ —

久野 遥加先生 (筑波大学 医学医療系 地域総合診療医学 助教)

— お知らせ — ・水戸市
・協会けんぽ茨城支部

参加ご希望の場合は、下記申込書にご記入の上、FAXもしくは郵送にてお申込みください。

参加申込書

FAX 029-303-2100

事業所名							
保険証記号 (7・8桁の数字)							
所在地	〒						
連絡先	TEL			FAX			
担当者名	所属	ふりがな					
		お名前					
参加予定人数	名						

注意事項

- ※1 水戸市在住・在勤の方限定になります。
- ※2 申し込みは先着順で受付しておりますので、お早めにお申し込みください。
- ※3 セミナーが近づきましたら、参加票を上記住所に送付いたします。
参加票は入場の際に必要なになりますので必ずご持参ください。
- ※4 ご登録いただいた個人情報につきまして、当セミナー以外の目的で使用することはありません。
- ※5 お車でお越しの場合は、千波公園・ザ・ヒロサワ・シティ会館前駐車場（有料）をご利用ください。

お問い合わせ先 TEL 029-303-1580 (企画総務グループ)

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

2月に「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りする予定です

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、『自己負担軽減可能額等』をお知らせするものです。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

※このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。
ジェネリック医薬品を知っていただくこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

お知らせをお送りする方

・主に、生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方

・お薬代の自己負担軽減額が一定以上見込まれる方

※加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。

※すべての加入者様に通知されるものではありません。

送付時期と送付先

令和6年2月に加入者(被保険者)の住所へ直接送付予定です

※令和6年能登半島地震発生に伴い、令和5年10月末時点で被保険者様の住所が石川県にある対象者への通知は中止

ジェネリック医薬品とは？

～国が認可～



効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です

～お財布にやさしい～



先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため
価格は3～6割程度安くなる場合があります。

～服用しやすい～



【サイズの小型化】
大きさを小さくし飲みやすく改良
【形状の変更】
飲みやすい形状に改良
【味の改良】
にがみ等を抑えた味に改良

ジェネリック医薬品と先発医薬品(新薬)の違いは？

違っているのは主に添加剤の部分のみです。

※ジェネリック医薬品は、先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合であっても、有効性・安全性に違いが生じないことを確認しています。また、患者さんの体質によっては、添加剤がアレルギー反応などの副作用等を引き起こすことがありますが、これは先発医薬品であっても、ジェネリック医薬品であっても同様に起こり得ます。

ジェネリックへの切り替え方

～ジェネリック医薬品を自分で選択できるかチェック☑～

処方箋をご確認ください。

①「変更不可」欄にチェック☑がない

②「保険医署名」欄に証明がない

2つ当てはまる方はジェネリック医薬品を自分で選択できます！！

POINT

医師や薬剤師にジェネリック医薬品希望の意思を伝えるとより確実です。

その際、お届けした「ジェネリック医薬品のお知らせ」を見せるとスムーズです。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

退職される加入者さまへ 退職後の健康保険のご案内

退職により健康保険の資格を喪失した場合、加入条件等をご確認のうえ、いずれかの健康保険にお手続きください。
※ 75歳以上の方（65～74歳で、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた方を含む）は、後期高齢者医療制度に加入しているため、手続きの必要はありません。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	家族の健康保険の被扶養者
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	●退職日までに 被保険者期間が 継続して2ヵ月以上 あること ● 退職日の翌日から20日以内 に書類が必着すること	●お住まいの市町村にお問 合わせください	●被扶養者の条件を満たして いること ●ご家族の勤務先にお問 合わせください
保険料	退職前に控除されていた保険料 の2倍 ※保険料には上限があります	●前年の所得などにより決定 ※離職理由による軽減制度あり ●お住まいの市町村にお問 合わせください	被扶養者の負担なし

任意継続保険のお手続き方法

下記書類をお住まいの協会けんぽ支部に退職日の翌日から**20日以内に必着**するようご郵送ください。
※提出期限が土、日、祝日など協会けんぽの休業日にあたる場合は、翌営業日までとなります。
※退職日より前のご提出はできません。

【申請書】

・「健康保険 任意継続保険被保険者 資格取得申出書」

※申請書は協会けんぽHPからダウンロードいただくか、お電話でご郵送も承っております。

【添付書類】

・被扶養者がいる場合は、被扶養者の収入を証明する書類等 ※詳しくはお問い合わせください。

・退職日の確認できる書類等(任意)

→退職日の確認できる書類等の添付が**ある**場合…1週間程度で保険証の交付が可能となります。

→退職日の確認できる書類等の添付が**ない**場合…保険証の交付にお日にちがかかります。

※郵便事情により申請書の到着が遅れる場合がございます。余裕を持った申請書提出のご協力をお願いいたします。

任意継続保険の加入期間

任意継続保険の加入期間は、最長で2年間です。ただし、以下の理由に該当したときは、喪失(脱退)になります。

資格喪失理由	喪失(脱退)日
喪失(脱退)の申し出があったとき	申し出が受理された日の翌月1日
就職したとき	就職先での社会保険の加入日
後期高齢者医療制度に加入したとき	75歳を迎えた誕生日等
被保険者が死亡したとき	死亡した日の翌日
保険料を納付期日までに納付しなかったとき	納付期日の翌日

日本年金機構からのお知らせ

退職したときは、国民年金第 1 号被保険者への切り替えが必要です。

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

勤務先を退職したときは、厚生年金保険から国民年金への加入手続きが必要です。

次のようなときは、退職日の翌日から 14 日以内に手続きを行きましょう。

- 会社を退職して自営業を始める場合
- 会社を退職して厚生年金保険に加入していない会社等に再就職する場合
- 会社を退職して再就職するまでに 1 日以上の間隔が生じる場合

手続き先	必要なもの
住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口	基礎年金番号通知書または基礎年金番号がわかる書類 退職年月日を証明する書類（離職票など） 免許証などの身分を証明できるもの

厚生年金保険の被保険者に扶養されていた配偶者は、国民年金第 3 号から国民年金第 1 号に種別が変更となります。手続きは上記と同じです。

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金保険料は月額 16,520 円（令和 5 年度）ですが、保険料の納付が困難なときは免除制度があります。本人からの申請が承認されると、保険料の全額または一部（4分の 1、半額、4分の 3）が免除されます。

会社を退職した場合、退職された方の前年の所得をゼロとして審査する特例制度があります！

免除申請は、申請者本人・配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、退職による特例制度は、離職票など退職日を証明する公的書類を添付することで、退職された方の所得をゼロとして審査されます。

免除の割合に応じて、一定の年金額が保証されます！

例えば、全額免除となった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2分の 1 として計算されます。

■申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口または管轄の年金事務所へ提出してください。

申請が遅れても、最大 2 年 1 カ月前までの免除申請をすることができます。

免除制度に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

茨城県社会保険協会からのお知らせ

事業所名称・所在地等を変更された際は変更届の提出をお願いいたします。

茨城県社会保険協会では、広報紙「社会保険いばらき」や「各種補助事業のご案内」等を会員事業所様へ年6回お送りしておりますが、こうした送付物を確実にお届けするために、事業所名称や所在地等を変更された際は、日本年金機構年金事務所への届出とともに、茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願いいたします。

変更等がございましたら茨城県社会保険協会のホームページの「入会申し込みはこちら」(又は「入会案内」)をクリック、「会員情報変更届」を印刷していただき、必要事項を記入のうえFAXまたは郵送にて送付してください。お手数ではございますが、よろしくお願いいたします。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和6年3月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

令和6年3月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日時	会場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	12日(火) 10:00～14:00	大子町役場
	21日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	14日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	19日(火) 10:00～14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	7日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	22日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	14日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	21日(木) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	19日(火) 10:00～14:00	高萩市役所
	27日(水) 10:00～14:00	北茨城市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や個人番号カード(マイナンバーカード)などの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。